

公益社団法人三田市シルバー人材センター

役員報酬及び費用弁償に関する規程

(目 的)

第1条 この規程は、公益社団法人三田市シルバー人材センター（以下「センター」という。）役員報酬等及び費用弁償に関する規則第3条及び第4条の規定に基づき、理事の報酬等についての支給基準及び役員の費用弁償について定めることを目的とする。

(報酬等の支給基準)

第2条 理事の報酬は無報酬とする。

(費用弁償)

第3条 役員がセンターの区域内で別表第1に掲げる職務に従事した場合、費用弁償として1日につき2,000円を支給する。

2 役員がセンターの区域外で別表第2に掲げる職務に従事した場合、センター旅費規程（平成26年4月1日制定）の規定を準用して旅費を支給する。

(委 任)

第4条 この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成18年法律第50号）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

別表第1

- 1 総会への出席
- 2 理事会への出席
- 3 監事監査
- 4 理事長、副理事長としての業務執行のための出勤
- 5 その他部会、委員会及び事業運営上理事長が必要とする会議等に出席したとき

別表第2

- 1 公益社団法人全国シルバー人材センター事業協会総会等への出席
- 2 公益社団法人兵庫県シルバー人材センター協会総会への出席
- 3 役員研修会等への出席
- 4 その他理事長が必要として命令した場所への出席